

別表 1 認定に関する業務を行う事業所の名称所在地及び管轄区域 (第 5 条)

認定に関する業務を行う事業所の名称所在地及び管轄区域 (第 5 条)

事業所名	認定を行おうとする区域
特定非営利活動法人 A S A C (エイサック) 岩手県盛岡市前九年 3 丁目 3 番 17 号	日本国内全域及び世界全域 (各国)

別表 2 認定手数料 (別途消費税加算) の額及び徴収方法 (第 9 条) (認定手数料)

本会は、認定業務規程第 23 条にもとづく認定申請を受付又は受理する場合当該申請者から、当該申請内容に応じて定められた認定手数料を徴収するものとする。

2 認定手数料は料金表より該当項目を徴収するものとする。

- (1) 申請料
申請書類の受付事務管理等の費用
会費を納める会員は、申請に関わる費用の一部重複分を割引とする。
- (2) 書類審査料
申請書類審査の費用 (書類審査報告書作成費用含)
- (3) 実地検査料
申請に伴う実地検査費用
- (4) 検査結果報告書作成料
実地検査の報告書作成費用
- (5) 判定料
判定委員会開催費用
- (6) 認定証発行料
認定証の発行費用
- (7) 表示監理料
公表に関する費用
46 条に関わる認定事業者のインターネット等の表示に関わる確認調査料及び当会ホームページにおいて認定事業者を公表する費用
- (8) 管理料
本会の管理運営、事務所維持などの一般管理に関わる費用のうち認定事業維持のため必要とされる経費及び審査結果などを通知する費用並びに認定事業者に必要な法改正等の情報を提供する費用
- (9) 検査員派遣費用
検査員の日当、交通費、宿泊に係わる費用。
2 人の検査員による 1 日実働 7 時間 (昼食及び休憩は含まない) を基本とする。
但し、条件 (例 参照) により検査員 1 名の場合もある。
※【例】職住一体 (小分け施設・事務所・保管施設等一般住宅 (100 m²≒) 程度の場合) の小規模事業者等
- (10) 特別費用
時間外勤務及び休日にかかる検査の費用

3 業務規程第 28 条及び 29 条に基づく是正措置及び再審査に関わる費用については、是正要求に関わる料金表により徴収する。

- (1) 書類再審査料 (是正要求に関わる書類審査料)
書類審査で「不適合一覧表」により判断し、不適合があり書類の再提出による書類審査が必要となった場合は是正要求 1 回ごとに該当項目の費用を徴収する。
- (2) 是正書類審査報告書作成費用
是正要求結果の書類審査報告書作成費用
是正回答の報告書作成 1 回ごとに該当項目の費用を徴収する。
- (3) 再実地検査料
是正に伴う実地検査が必要な場合の再実地検査費用
- (4) 再検査結果報告書作成費用
是正要求結果の再実地検査報告書作成ごとに該当項目の費用を徴収する。

4 申請者又は認定事業者の要請により勤務時間外及び休日に検査を行う場合は特別費用を加算する。

ただし、実地検査は申請者の時間帯に合わせて変更することができる。

実働時間は 7 時間とし、それを越えた場合は特別費用を加算する。

(徴収方法)

5 認定手数料の徴収方法及び期限は、以下の通りとする。

- (1) 申請料及び書類審査料は、申請時に現金での納入又は振込証明等添付で受け付ける。
- (2) 実地検査料及び検査員派遣費用並びに実地検査報告書作成費用及び判定料は通知後 (実地検査計画書・同意書送付時に請求書を添付) 7 日以内とし、入金確認後に実地検査を行なうものとする。
- (3) 認定証発行料・管理料は通知後 (判定結果の通知後) 7 日以内とし、入金確認後、認定証を発行するものとする。
- (4) 時間外の検査が発生した場合は、検査終了後に追加請求を通知し、申請者は請求書受領後 7 日以内に費用を支払うこととする。

6 通貨は円によるものとし、徴収方法は、現金又は郵便局もしくは銀行振込によるものとする。

7 受け付ける書類は日本語とする。

(申請取り下げの扱い)

8 一旦納入された料金については業務にかかっている為返却しない又申請者の都合によりキャンセルする場合でも同じ理由で返却はしない。

手数料について

各種手数料は、以下のとおり。

各種申請時に指定口座への振込証明書(写し可)を添付して下さい。

(収入印紙、現金等での支払いはできません)

尚、一旦受領した手数料はASACの責に帰すべき事由により検査(書類審査のみの場合含)を実施できない場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでくれぐれもご注意下さい。

料金表

1. 認定・調査手数料

◇申請◇ 生産行程(外国含)

新規	項目	会員	一般
申請書類 の審査	①申請料(書類審査評価報告等の通知費含)	3,000円	13,000円
	②書類審査料(書類審査報告書作成費含)	22,000円	
実地検査	③実地検査料	31,500円/日	
	④検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	⑤検査結果報告書作成料	15,000円	
判定 ※	⑥判定料 定例(年3回の内1回)	25,000円	
	※最終報告書通知後10日以内の単独判定の場合	※90,000円~180,000円	
認定証の交付	⑦認定証発行料	10,000円	
表示監理	⑧表示監理料	3,000円	
管理	⑨認定に関わる管理料	12,000円	

◇調査◇ 生産行程(外国含)

年次	項目	会員	一般
書類確認	①書類確認料	12,000円	22,000円
実地調査	②実地調査料	31,500円/日	
	③検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	④調査結果報告書作成料	15,000円	
判定 ※	⑤判定料 定例(年3回の内1回)	25,000円	
	※最終報告書通知後10日以内の単独判定の場合	※90,000円~180,000円	
表示監理	⑥表示監理料	3,000円	
管理	⑦認定に関わる管理料	12,000円	

◇生産行程(外国含)認定継続証が必要な場合の発行に関する料金◇

任意による	項目	会員	一般
継続証の交付	継続証発行料	5,000円	

◇申請◇小分け(外国含)・輸入

新規	項目	会員	一般
申請書類 の審査	①申請料(書類審査評価報告等の通知費含)	3,000円	13,000円
	②書類審査料(書類審査報告書作成費含)	18,000円	
実地検査	③実地検査料	31,500円/日	
	④検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	⑤検査結果報告書作成料	11,000円	
判定 ※	⑥判定料 定例(年3回の内1回)	21,000円	
	※最終報告書通知後10日以内の単独判定の場合	※90,000円~180,000円	
認定証の交付	⑦認定証発行料	10,000円	
表示監理	⑧表示監理料	3,000円	
管理	⑨認定に関わる管理料	12,000円	

◇調査◇ 小分け(外国産)・輸入

年次	項目	会員	一般
書類確認	①書類確認料	18,000 円	
実地調査	②実地調査料	31,500 円/日	
	③検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	④調査結果報告書作成料 1 件	11,000 円	
判定 ※	⑤判定料 定例 (年 3 回の内 1 回)	21,000 円	
	※実地調査最終報告書通知後 10 日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	

表示監理	⑥表示監理料	3,000 円
管理	⑦認定に関わる管理料	12,000 円

◇小分け(外国産)・輸入の認定継続証が必要な場合の発行に関する料金◇

任意による	項目	金額
継続証の交付	継続証発行料	5,000 円

◇是正要求に関わる料金 生産行程(外国産)・小分け(外国産)・輸入

是正事項	項目	金額
是正要求に対する回答の書類再審査	書類再審査料 (1 回につき)	3,000 円
再実地検査	※是正要求に伴う実地検査が必要な場合の再実地検査料(2 時間単位)	9,000 円/2 時間
	検査員派遣費用	検査員派遣費用参照
是正要求通知に係る審査報告書	是正書類審査報告書作成料及び再検査結果報告書作成料 (最終報告含)	各 10,000 円

◇追加申請・変更事項に関する料金 生産行程(外国産)・小分け(外国産)・輸入

変更事項	項目	会員	一般
変更届に係わる書類審査	①書類審査料 変更届 1 回につき	5,000 円	
(実地検査)	※追加申請・変更届に伴う実地検査が必要な場合	31,500 円/日 (半日又は4時間まで18,000円)	
	検査員派遣費用 (検査毎)	検査員派遣費用参照	
報告書	②追加申請・変更に係る書類審査結果・検査結果報告書作成料	各 10,000 円	
変更内容の判定 ※	③判定料 (変更又は追加)	15,000 円	
	※変更届に係る報告書通知後 10 日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	
変更後の認定証の交付	④変更後の認定証発行料	5,000 円	
掲示内容の変更	⑤掲示内容変更料 変更に伴う「掲示」の内容変更等の手続費用	3,000 円	

※ 判定委員会運営規定参照

〈補足〉

- ・上記手数料は国内外の事業者に適用する。
- ・日本人及び外国人 ASAC 検査員を派遣して検査 (調査) を行なった場合の事業者に適用する。検査は 1 日実働 7 時間 (昼食・休憩は含まない) を基本とする。

※複数のカテゴリーを同時に申請する場合又は調査を受ける場合は、検査員 (又は調査員) 派遣費用以外はカテゴリー別 (有機農産物・有機飼料 (農産物) ・有機加工食品・有機飼料 (加工) ・小分け・輸入) の料金を徴収します。

又、複数のカテゴリーの実地検査で基本時間を越えた場合は「次表特別費用」により該当する料金を徴収します。

※年次調査の結果継続証が必要な方にはカテゴリー別 (有機農産物・有機飼料 (農産物) ・有機加工食品・有機飼料 (加工) ・小分け・輸入) の料金を徴収します。

※ 紛失等による認定証の再交付について カテゴリー別 5,000 円とする。

＜備考＞ 手数料積算例

(1) 申請初年度 <生産行程の場合>

	会 員	一 般
①申請書類の審査	25,000円	35,000円
②実地検査	31,500円+※派遣費用	
※検査員2名がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。		
③報告書作成	15,000円	
④判 定	25,000円	
⑤認定証の交付	10,000円	
⑥表示監理	3,000円	
⑦管 理	12,000円	
合 計	121,500円+派遣費用 +消費税	131,500円+派遣費用 +消費税

(2) 調査(次年度以降の年次調査含) <生産行程の場合>

	会 員	一 般
①書類確認	12,000円	22,000円
②実地検査	31,500円+※派遣費用	
※検査員2名がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。		
③報告書作成	15,000円	
④判 定	25,000円	
⑤表示監理	3,000円	
⑥管 理	12,000円	
合 計	98,500円+派遣費用 +消費税	108,500円+派遣費用 +消費税

(3) 是正要求に関わる料金

A 書類審査のみの場合 (1回につき)

①書類審査	3,000円
②審査報告書	10,000円
合 計	13,000円+消費税

B 書類審査及び再実地検査が必要な場合

①書類審査(1回につき)	3,000円
②審査報告書(同上)	10,000円
③再実地検査(2時間単位9,000円)	9,000円~+※派遣費用
※検査員がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。	
④再検査報告書	10,000円
合 計	32,000円~+派遣費用+消費税

(4) 追加申請・変更事項に関する料金

A 書類審査のみの場合(住所変更、担当者の変更等の場合) (1 回につき)

①書類審査	5,000 円
②審査報告書	10,000 円
③変更後の認定証の交付	5,000 円(認定事項の変更の場合のみ)
④掲示内容の変更	3,000 円(認定事項の変更の場合のみ)
合 計	23,000 円(認定事項の変更の場合)+消費税

※ 書類審査のみの場合は判定料は徴収しない。

※ A に該当する事例:

- ・事業所の所在地変更(実質的に住所に変更はなく、事業所移転もなく、市町村合併などにより、住所表記が変わっただけ)
- ・組織を代表する者の変更(生産行程管理責任者・格付責任者など認定の技術的基準の三・五の人員には該当しない組織の代表者の変更)
- ・組織の名称の変更(組織の場所、運営実態、人員など実質的に変更はなく、他の会社の子会社になったわけでもなく、組織名称のみが変更になった場合)

B 追加申請(圃場の追加等)・変更届(事業所・施設等の変更等)に伴う実地検査・判定が必要な場合で、かつ、追加・変更事項について、農林水産大臣への報告が必要な場合

<生産行程の場合>

① 書類審査(1 回につき)	5,000 円
②審査報告書(同上)	10,000 円
③再実地検査(半日又は 4 時間まで)	18,000 円~+※派遣費用
※検査員が ASAC 事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。	
④検査報告書	10,000 円
⑤変更内容の判定	15,000 円
⑥変更後の認定証の交付	5,000 円
⑦掲示内容の変更	3,000 円
合 計	66,000 円+派遣費用+消費税

※ 年次調査と同日実施の場合、検査員派遣費用は年次調査の費用に含まれ、重複請求はしないが、実地検査結果報告書作成料・判定料等、検査員派遣費用以外は、徴収する。

※ B に該当する事例:

- ・事業所の所在地変更(事業所が移転し、実質的に事業所の所在地が変更になる場合)
- ・組織を代表する者の変更(生産行程管理責任者・格付責任者など認定の技術的基準の三・五の要件に関わる人員の一人である組織の代表者が変更になる場合)
- ・有機登録圃場の追加・有機登録圃場の形状変更・面積変更など
- ・有機登録施設の追加・有機登録施設の建て替えなど
- ・生産行程管理者の資格に加え、小分け業者、輸入業者の資格を追加申請する場合
- ・農産の資格に加え、加工、飼料など別の農林物資に係る資格を追加申請する場合

※ 組織の経営主体の変更(別の会社の子会社になる、M&A など)は、追加申請ではなく、新規申請からやり直してください。

(5) 年次調査に追加申請・変更事項の調査(パターン B)が加わった場合

A 年次調査と追加申請・変更事項の調査を同時に行う場合 <生産行程の場合>

	会 員	一 般
①書類確認	12,000 円	22,000 円
② (4)A ①・②適用 (例:1 回の場合 15,000 円)		
③実地検査	31,500 円+※派遣費用	
※ 年次調査に並行して変更事項の調査を行う場合実地検査料、検査員派遣費用の重複分は加算しない。 但し、実地検査で基本時間を越えた場合は「特別費用」により該当する料金を徴収する。		
④報告書作成	25,000 円(変更事項含)	
⑤判 定	25,000 円	
⑥変更後の認定証の交付	5,000 円	
⑦表示監理	3,000 円(掲示内容の変更含)	
⑧管 理	12,000 円	
合 計	128,500 円+派遣費用 +消費税	138,500 円+派遣費用 +消費税

※ 年次調査と同日実施の場合、検査員派遣費用は年次調査の費用に含まれ、重複請求はしないが、実地検査結果報告書作成料・判定料等、検査員派遣費用以外は、徴収する。

※ B に該当する事例:

- ・事業所の所在地変更(事業所が移転し、実質的に事業所の所在地が変更になる場合)
- ・組織を代表する者の変更(生産行程管理責任者・格付責任者など認定の技術的基準の三五の要件に関わる人員の一人である組織の代表者が変更になる場合)
- ・有機登録圃場の追加・有機登録圃場の形状変更・面積変更など
- ・有機登録施設の追加・有機登録施設の建て替えなど
- ・生産行程管理者の資格に加え、小分け業者、輸入業者の資格を追加申請する場合
- ・農産の資格に加え、加工、飼料など別の農林物資に係る資格を追加申請する場合

※ 組織の経営主体の変更(別の会社の子会社になる、M&A など)は、追加申請ではなく、新規申請からやり直してください。

◇特別費用 (通常業務以外の休日、時間外などに行なう費用)

項 目	備 考	加算額
検査の時間外	1 日 7 時間以上の検査の場合に適用 (1 時間につき 2 割増)	5,400 円/時間 (4,500 円+900 円)
正検査員時間外派遣費用	1 日 7 時間以上の検査の場合に適用 (1 人 1 時間につき 当日のみ)	3,360 円/時間 (2,800 円+560 円)
副検査員時間外派遣費用	1 日 7 時間以上の検査の場合に適用 (1 人 1 時間につき 当日のみ)	2,351 円/時間 (1,959 円+392 円)
休日の検査	土・日・祭日に行なう検査に適用 (平日の 5 割増) 1 時間単位	6,750 円/時間 (4,500 円+2,250 円)
休日の正検査員派遣費用	1 人 1 時間単位	4,200 円/時間 (2,800 円+1,400 円)
休日の副検査員派遣費用	1 人 1 時間単位	2,939 円/時間 (1,959 円+980 円)

休日の時間外の検査に関しては、「休日の検査」「休日の正検査員派遣費用」「休日の副検査員派遣費用」を適用するものとする。

2 判定

定例認定審査（判定委員会の開催）は各定例講習会最終日（4ヶ月に一度の3回/年）より1カ月以内に開催。

申請者からの要求により上記以外に特別開催する場合は、個別判定料を料金表に基づき徴収する。

※単独判定委員会（特別）開催は開催希望日より15日以上前に本会事務局付で判定委員会に申込みこと。

※ 認定証は日本語とする。

3 検査員派遣費用

* 検査員派遣費用

派遣費用	正 19,600 円/人 副 13,715 円/人 半日 9,800 円/人 副 6,800 円/人
移動日に係る派遣費の額は、下記の通りとする。 1. 国内の現地までの移動料金（検査当日片道1時間30分以上を要する場合含） 2. 国外の現地までの移動料金（上記1を含） 半日（4時間まで） 4,800 円（1時間30分～4時間まで） 1日 9,600 円 ・車両使用の場合 100km以上を適用 ・JR使用の場合 新幹線・特急の所要時間を適用	
宿泊費	国内は 12,000 円/泊（朝・夕食含）・海外は実費相当額とする
宿泊費には、朝食代及び夕食代を含むものとし、昼食代は検査員の負担とする。	

* 検査員交通費

区分	旅客運賃			
	鉄道	船舶	航空機	自動車（自走の場合）
検査員	新幹線・特急・指定席 （グリーン除く）	エコノミー	エコノミー	80 円/km
1. 交通費の起点は盛岡市前九年3-3-17とする。 2. 車輛使用（自走）の場合は、燃料代、高速料金等がふくまれる。 レンタカー使用の場合は実費とする。 3. 車以外の検査員派遣交通手段に係る交通費は、目的地までの交通機関（鉄道賃、船賃及び車賃<バス代、タクシー代等>、航空機運賃等）の実費とする。				

* 検査員の船舶及び航空機の利用について

エコノミーとありますが、特に海外では、滞在が長くなるほど宿泊費用及び検査員の日当が加算されるので、エコノミーを選ぶよりビジネスクラスを利用した方が諸経費を合算した場合安くなる場合もあることを考慮し、状況により申請者と協議の上決定する。

<例>週2便のみの運行しかなく、エコノミーが満席でビジネスクラスに空席がある場合など、その時の状況に応じる。

別表 3 調査手数料 (別途消費税加算) の額及び徴収方法 (第 10 条-1)

(調査料)

- 1 本会は、認定業務規程第 33 条にもとづく認定事項の確認調査を実施するときは、認定事業者から年次調査の料金表により料金を徴収する。
 - (1) 書類確認料
年次計画書等認定事業者からの報告書類等の確認費用
 - (2) 実地調査料
年次調査における実地調査費用
(変更届に伴う年次調査と併せて確認を行なう場合の実地検査費用は年次調査に含むものとする)
 - (3) 検査員派遣費用
検査員の日当、交通費、宿泊に係わる費用
2 人の検査員による 1 日実働 7 時間 (昼食及び休憩は含まない) を基本とする。
但し、条件 (例 参照及び是正・変更事項等の確認含) により検査員 1 名の場合もある。
 - (4) 調査結果報告書作成料
年次調査結果の報告作成費用
 - (5) 判定料
判定委員会開催費用
 - (6) 継続証発行料
認定事業者から求められた場合のみ
 - (7) 表示監理料
公表に関する費用
46 条に関わる認定事業者のインターネット等の表示に関わる確認調査料及び当会ホームページにおいて認定事業者を公表する費用
 - (8) 管理料
本会の管理運営、事務所維持などの一般管理に関わる費用のうち認定事業維持のため必要とされる経費及び審査結果などを通知する費用並びに認定事業者に必要な法改正等の情報を提供する費用
 - (9) 特別費用
時間外勤務及び休日にかかる検査の費用

(徴収方法)

- 2 調査手数料の徴収方法及び期限は、以下の通りとする。
 - (1) 書類確認料は書類の確認作業を始める際に請求し、通知後 7 日以内とする。
 - (2) 実地調査料及び検査員派遣費用並びに実地調査報告書作成費用及び判定料は通知後 (実地調査計画書・同意書送付時に請求書を添付) 7 日以内とし、入金確認後に実地調査(調査)を行なうものとする。
 - (3) 管理料は通知後 (判定結果の通知後) 7 日以内とし、入金確認を行う。
また、求められた場合は認定継続証を発行するものとする。
その場合の費用は別途請求する。
 - (4) 申請者の準備不足等の不測の事態で時間外の調査が必要になった場合は、調査終了後に追加請求を通知し、認定事業者は請求書受領後 7 日以内に費用を支払うこととする。
- 3 業務規程第 28 条及び 29 条に基づく是正措置及び再審査に関わる費用については、是正要求に関わる料金表により徴収する。
- 4 申請者又は認定事業者の要請により勤務時間外及び休日に調査を行う場合は特別費用を加算する。
ただし、年次調査は認定事業者の時間帯に合わせて変更することができる。
実働時間は 7 時間とし、それを越えた場合は特別費用を加算する。

別表 4 臨時調査手数料 (別途消費税加算) の額及び徴収方法 (第 10 条-2)

- 1 本会は、認定業務規程第 34 条及び第 35 条に定める確認臨時調査を必要とした場合は、変更事項に関する料金表より徴収する。
- 2 徴収方法は、調査手数料の徴収方法に準じる。
- 3 圃場又は施設等の追加、変更等については、追加申請事項・変更事項に関する料金を追加申請・変更事項に関する料金表により費用を徴収する。
 - (1) 書類審査料
追加申請・変更届に係る書類審査
 - (2) 再実地検査料
追加申請・変更届に伴う実地検査が必要な場合
 - (3) 書類審査報告書作成料
追加申請・変更に係る書類審査報告
 - (4) 判定料
変更内容の判定
 - (5) 変更後の認定証発行料
変更後の認定証の交付費用
 - (6) 掲示内容変更料
掲示内容の変更に伴う掲示の変更作業費用

- 3 業務規程第 28 条及び 29 条に基づく是正措置及び再審査に関わる費用については、是正要求に関わる料金表により徴収する。

(その他要求事項)

本会は、申請者及び認定事業者に以下の事項を要求するものとする。

- (1) 審査に係わる実地検査（調査）又は年次調査等に必要な場所に立ち入り、検査（調査）に必要な施設の利用を行うこと。
- (2) 審査（検査）又は調査のために必要な積替、運搬、開装又は梱包などに要する費用を負担するか又は行うこと。
- (3) 審査に係わる実地検査（調査）又は年次調査等時に立ち会う申請者側の要員、車両等の費用を申請者側が負担すること。
- (4) 手続き遅滞に係る措置
本会が求める書類の提出や改善措置の遅滞により、認定に関わる手続き（書類審査等）が遅れた場合、その間の事務手続き等維持（書類審査担当者の手配並びに待機等含）のため、所定の期限（申請者が指示又は通知を受けた日より一週間以内）を 1 回延滞することに申請総額の 5 分の 1 を遅滞料として徴収する。
- (5) 料金滞納等に対する措置
請求期限内に入金がなく、また、その間文書による遅滞理由等の提出がなされず、最初の請求期限より 10 日以上過ぎた場合は、それまでの認定に関わる手続きを全て無効とし、改めて申請手続きを求める。
- (7) 認定業務に係わる言語は、日本語とするが、特別な要請（外国での検査に置ける通訳・外国文書等）に関しては、実費を請求する。

第 2 版 平成 18 年 5 月 23 日改訂
第 5 版 平成 20 年 2 月 25 日改訂
第 8 版 平成 26 年 4 月 1 日改訂

第 3 版 平成 18 年 7 月 13 日改訂
第 6 版 平成 22 年 1 月 29 日改訂
第 9 版 平成 27 年 8 月 25 日改訂

第 4 版 平成 18 年 12 月 27 日改訂
第 7 版 平成 24 年 9 月 15 日改訂